

○ 千葉市立青葉病院における院長補佐の設置に関する要領

- 1 千葉市立青葉病院（以下「青葉病院」という。）に院長補佐を置く。
- 2 院長補佐は、次に掲げる者とする。
 - (1) 診療局長の職にある者
 - (2) 科統括部長の職にある者のうち、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指名する者
 - (3) 科部長の職にある者のうち、管理者が指名する者
- 3 院長補佐の事務は、次の各号に掲げる担当の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 医療担当 内科及び外科における病床の管理、入院及び退院の管理並びに救急外来の管理
 - (2) 手術担当 手術全般の運営
 - (3) 広報担当 学術、医療等に係る情報の院外への発信
- 4 院長補佐は、管理者の命を受け、青葉病院の院長の指示に従い担当する事務を執り行う。
- 5 院長補佐は、青葉病院の院長が主宰する執行部会議に出席し、意見を述べなければならない。
- 6 院長補佐は、執行部会議において決定した事項を青葉病院の職員に周知し、必要な指示を与えなければならない。
- 7 青葉病院の職員は、前項の事項に基づき、院長補佐の指示に従い担当する事務を執り行う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。